○国土交通省告示第千百六十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年十月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2337	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ３－１	ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ３７５Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ３８５Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ４５５Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ４６５Ｓ、スバル　ＤＢＡ－Ｌ４５５Ｆ、スバル　ＤＢＡ－Ｌ４６５Ｆ、ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ１００Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ１１０Ｓ、スバル　ＤＢＡ－ＬＡ１００Ｆ、スバル　ＤＢＡ－ＬＡ１１０Ｆ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第千百六十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年十月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）（当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2257	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＣＢＦ－ＱＲ２０－７Ｆ２４Ｂ	ＵＤトラックス　ＣＢＦ－Ｕ＊Ｑ＊Ｆ２４	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第千百六十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年十月十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1007	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＵＤＳ－Ｃ９.３	吸入負圧：3.7kPa　排気負圧：3.7kPa　吸入負圧：32.9kPa、排気負圧：3.7kPa　吸入負圧：34.3kPa、排気負圧：3.7kPa　吸入負圧：34.8kPa、排気負圧：3.7kPa　吸入負圧：35.1kPa、排気負圧：3.7kPa　吸入負圧：36.2kPa、排気負圧：3.7kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第千百六十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年十月十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－426	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ３３０７－Ｄ－Ｔ－ＫＤＮ	吸入負圧：4.0kPa　排気圧力：14.0kPa	株式会社　クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第千百六十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年十月十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⓒ－179	年少者用補助乗車装置　タカタ　ＩＦＸ－３０Ａ	三菱　＊＊＊＊－ＢＭ２０、三菱　＊＊＊＊－ＢＶＭ２０	タカタ株式会社　東京都港区赤坂２丁目12番31号

○国土交通省告示第千百六十五号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

表養成所名の項中「東海旅客鉄道株式会社三島社員研修センター」を「ＪＲ東海総合研修センター新幹線動力車操縦者養成所」に、「東海旅客鉄道株式会社社員研修センター」を「ＪＲ東海総合研修センター動力車操縦者養成所」に、「西日本旅客鉄道株式会社社員研修センター」を「西日本旅客鉄道株式会社動力車操縦者養成所」に改め、同表所在地の項中「愛知県名古屋市千種区内山一丁目二〇番四〇号」を「静岡県三島市文教町一丁目四番一九号」に、「竹田桶ノ井町」を「竹田西段川原町一八番地」に改める。

○四国地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
さぬき市志度字田中六五七番五地先から同市志度字御所四九二番三地先まで	前	一〇・九三～一八・四五メートル	一〇六キロメートル
	後	一一・九八～二〇・四一メートル	一〇六

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所